

地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求める意見書

消費者庁が創設された平成21年度以降は、地方自治体における消費者行政の充実・強化を図るため地方消費者行政推進交付金の制度などが設けられ、地方自治体の消費者行政はある程度前進してきました。

しかし、国の地方消費者行政推進にかかわる事業は、事業ごとに活用期限が設定され、新規事業の実施は平成29年度までで、新たに生じる消費者被害への対応などを含めて、自治体が自主財源で消費者行政予算を確保することは難しく、国による財政措置が必要です。

また、近年では、地方自治体が受けた消費生活相談情報のP I O-N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）への登録、重大事故情報の消費者庁への通知、悪質業者に対する行政処分の実施などの効果は、その地域のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じ国民全体に及び、国の消費者行政につながっていることから、こうした事務費用に対しても、国により恒久的な財政措置が行われるべきです。

よって、本議会は、地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求め、以下の施策が実施されるよう要望します。

記

- 1 地方消費者行政に係る交付金の予算を十分確保するとともに、令和4年度以降の新規事業も交付金の適用対象に含めること。
- 2 消費者行政において全国的な水準を確保する必要があるものは、その一定部分を国が恒久的に財政負担する仕組みにすること。
- 3 国は地方自治体の消費者行政担当職員・相談員の資質向上のための研修制度を強化するなど、地方消費者行政職員・相談員の充実と資質向上に向けた施策を講じること。
- 4 消費生活相談員の雇用形態や処遇の改善に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年3月22日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて